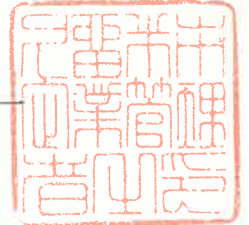


「田主丸浄化センター脱水汚泥処理業務委託」について、下記のとおり条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び久留米市契約事務規則（昭和50年久留米市規則第9号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき公告する。

令和5年2月3日

久留米市企業管理者 徳永 龍



## 1 入札に付する事項

- (1) 業務名 : 田主丸浄化センター脱水汚泥処理業務委託
- (2) 業務場所 : 久留米市田主丸町益生田1101-6 田主丸浄化センター
- (3) 業務内容 : 別紙「田主丸浄化センター脱水汚泥処理業務仕様書」のとおり
- (4) 履行期間 : 令和5年4月1日から令和8年3月31日まで
- (5) 予定価格及び入札書比較価格  
予定価格 18,150円/t (消費税及び地方消費税を含む)  
入札書比較価格 16,500円/t (消費税及び地方消費税抜き)
- (6) 脱水汚泥量 (増減の可能性有り)  
令和5年度 年間予定数量 : 560t  
令和6年度 年間予定数量 : 590t  
令和7年度 年間予定数量 : 610t
- (7) 支払条件 前払金 : 無 部分払 : 無

## 2 入札に参加する者に必要な資格

入札参加できる者は、入札参加資格確認申請書の提出締切日において、次に掲げる全ての要件に該当する者でなければならない。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 久留米市指名停止等措置要綱（平成6年久留米市庁達第6号）による指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 国税（法人税又は所得税及び消費税をいう。）を完納していること。
- (4) 入札に参加しようとする者（本店又は支店等）の所在地に応じ、次に掲げる地方税等を完納していること。  
ア 久留米市内 県税及び市税並びに個人事業主にあつては国民健康保険料  
イ アを除く福岡県内 県税
- (5) 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立

てがなされている者でないこと。

(7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと、又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。

(8) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条第6項の規定による産業廃棄物処分業の許可（品目が汚泥に係るものであり、かつ、処理能力14t/日または14m<sup>3</sup>/日以上）を受けている者であって、審査基準日（令和5年2月14日（火）をいう。以下同じ。）の直近5年間に地方公共団体又は地方公共団体が出資若しくは出捐している団体（以下「公的機関」という。）が排出する下水汚泥を有効利用した処理実績を有しているものであること。

(9) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の規定による産業廃棄物収集運搬業の許可（品目が汚泥に係るもの）を受けている者であって、次の条件（ア、イ）を満たすものであること。

ア 審査基準日の直近5年間に公的機関が排出する下水汚泥の収集運搬実績を有している者であること。

イ 収集運搬に使用する車両の荷台構造が仕様書に定める条件を満たしている者であること。

※（9）の産業廃棄物収集運搬業許可は、福岡県及び処分地所在都道府県で有している必要がある。

### 3 契約条項を示す場所

#### 10 事務局

### 4 入札方法

入札参加を希望する者は、以下の（1）に掲げる提出書類を郵送にて提出すること。ただし、本市の入札参加資格有資格者名簿登載者については、ウ～オの提出書類は提出しなくてよいものとする。また、エ、オは提出締切日から遡って3か月以内に発行されたものに限る。

#### (1) 提出書類

ア 入札書（様式第3号）

イ 入札参加資格確認申請書（様式第1号）

#### 【添付書類】

1. 廃棄物処理法に基づく「産業廃棄物処分業許可証（品目:汚泥）」の写し
2. 廃棄物処理法に基づく福岡県及び処分地所在道府県の「産業廃棄物収集運搬業許可証（品目:汚泥）」の写し
3. 輸送に使用する車両の自動車検査証の写し
4. 使用車両の荷台構造が仕様書に定めた条件を満たすことを証明するもの。  
(当該部分の分かる写真等)
5. 輸送経路を記した地図

- 6. 下水道汚泥を有効利用する施設の概要を説明する書類（パンフレット等）
- 7. 直近5年間で公的機関における下水汚泥収集運搬業務及び汚泥の有効利用を実施した処理業務の契約書の写し

ウ 役員等調書及び照会承諾書（様式第2号）

エ 登記事項全部証明書（個人の場合、身分証明書）

オ 次に掲げる、入札参加者の所在区分及び法人・個人別の納税等証明書

所在区分	税区分		納税等証明書	
		税目	法人	個人
市外 (県外)	国税等	法人税、所得税、消費税及び地方消費税	国税に未納がない証明（納税証明書その3の3）	国税に未納がない証明（納税証明書その3の2）
		福岡県税	福岡県税に未納がない証明	福岡県税に未納がない証明
市内	久留米市税	法人市民税、市県民税、固定資産税、軽自動車税	久留米市税に滞納がない証明	久留米市税及び国民健康保険料に滞納がない証明
	久留米国保	国民健康保険	—	明

カ 営業経歴書及び営業実績調書（任意様式）

キ 使用印鑑届（様式第5号）

※各書類の日付は公告日から提出期限の間で設定すること。

(2) 提出期限

令和5年2月14日（火）必着

(3) 提出先（宛先）

10 事務局

(4) 郵送方法

- ① 内封筒及び外封筒の二重封筒とする。
- ② 内封筒には、(1) 提出書類のうち、ア入札書を入れ、封筒表面に業務名及び商号又は名称を記入し封印する。
- ③ 外封筒には、②の内封筒及び(1) 提出書類のうちイ～キを入れる。また封筒表面には、「入札書在中」と朱書きし、業務名及び宛先を記入する。封筒裏面には、差出人の住所、商号又は名称、代表者の職名及び氏名を記入する。
- ④ 一般書留又は簡易書留のいずれかで郵送する。

(5) 入札に関する注意事項

- ① 入札書に記載する金額は、令和5年度から令和7年度分の業務に係る汚泥1tあたりの金額とする。
- ② 入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税の課税事業者・免除事業者を問わず、契約を希望している額から消費税及び地方消費税相当額を控除した金額を記入することとする。

## 5 開札

- (1) 日時：令和5年2月15日（水）11時20分
- (2) 場所：久留米市津福本町2241 中央浄化センター1階会議室
- (3) 立会：入札者のうち立会い希望者（入札参加資格確認申請書に希望する旨を記載した者）を立ち合わせる。ただし、希望者がいないときは、入札関係事務に関係のない市の職員を立ち合わせるものとする。

### (4) 落札候補者の決定

予定価格以下で最低の価格をもって入札した者を落札候補者とする。落札となるべき同価の入札をしたものが2者以上ある場合は、くじにより落札候補者を決定する。

審査の結果、落札候補者が入札参加に必要な資格を満たしていると認めた場合は、落札候補者を落札者とし、必要な資格を満たしていないと認めた場合は、当該落札候補者の入札を無効とし、入札における次順位の者を落札候補者として審査し、落札者が決定するまで行う。

### (5) 落札結果の通知

落札者には決定後速やかに通知するとともに、市ホームページで公表する。

## 6 入札保証金及び契約保証金に関する事項

### (1) 入札保証金

入札までに、規則第6条に基づき、入札金額（入札書に記載する金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額）の100分の5以上の入札保証金を納めること。ただし、久留米市金銭会計規則（昭和39年久留米市規則第22号。以下「会計規則」という。）第105条に規定する有価証券又は市長が確実と認める金融機関の保証をもってかえることができる。また、規則第7条に該当する場合は、免除する。

入札保証金を現金（小切手を含む。）で納付する場合、提出期限に間に合うように、10 事務局に納付書の発行を申し出ること。

入札保証金は開札終了後に還付する。ただし、落札者にあつては、契約保証金に充当する場合を除き、契約保証金を納付した後に還付する。

### (2) 契約保証金

落札者は、契約までに、契約金額の100分の10以上を納めること。ただし、会計規則第105条に規定する有価証券又は市長が確実と認める金融機関の保証をもってかえることができる。また、規則第27条に該当する場合は免除する。

## 7 入札の無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- ア 入札参加資格のない者が入札したとき
- イ 入札金額が予定価格を超えるとき
- ウ 所定の場所及び日時までに入札書が提出されないとき
- エ 入札書に入札金額の記載がないとき、又は入札金額が判読できないとき
- オ 入札書に記載された事項に誤字又は脱字等があつて必要事項を確認できないとき

- カ 入札書に入札者又はその代理人の記名押印がないとき
- キ 同一の入札者が2以上の入札をしたとき
- ク 法令又は入札に関する条件に違反したとき

## 8 その他入札に関し必要な事項

### (1) 質問の受付期間及び受付場所

- ① 受付期間：公告日から令和5年2月9日（木）
- ② 受付場所：10 事務局
- ③ 質問の提出方法：  
質問書（様式第4号）をFAX又はEメールにより提出し、電話にて着信を確認すること。電話での質問は受け付けない。
- ④ 質問に対する回答：  
令和5年2月10日（金）までにEメールで回答する。また、必要に応じて市ホームページで公開する。
- ⑤ 汚泥サンプルの採取：  
汚泥性状の確認のため、汚泥サンプルを採取したい場合は、令和5年2月9日（木）までにサンプルを採取すること。

### (2) 契約締結日

落札者決定日の翌日から起算して6日以内に契約しなければならない。

## 9 その他

- (1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加に係る費用は、入札参加者の負担とする。
- (3) 入札参加者は、地方自治法、地方自治法施行令、久留米市契約事務規則その他関係法令を遵守すること。
- (4) 落札決定後に、当該落札決定者が無効な入札を行っていたことが判明した場合には、落札決定を取り消す場合がある。
- (5) 不正な入札があると認めるとき、又は天災地変その他の理由により入札を続行することが困難であると認めるときは、当該入札の執行を延期し、停止し、又は中止することがある。
- (6) 落札者は、契約の際に暴力団排除に係る条項を記載した市指定の誓約書を提出しなければならない。ただし、久留米市の入札参加有資格者名簿に登載されている者は、この限りでない。

## 10 問い合わせ先（事務局）

久留米市企業局上下水道部下水道施設課（中央浄化センター）

住所：久留米市津福本町2241

電話/FAX：0942-39-1155

Eメール：gesuichu@city.kurume.lg.jp